

随意契約に係る情報の公表(公共工事・物品役務等)

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びに所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|---|--------------------|------------|--------------------|-------------------|--|----------------------------|
| スポーツ振興投票業務に係る投票券販売システムの改修等(デビット決済追加等対応) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年5月18日 | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | ¥22,233,750 | 当該システムにおいて、改修等を行うことが可能な者は、著作権を有する株式会社ジェイティービー以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ジェイティービー | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 佐々木 隆 | | | |
| 新Famiポートへの接続環境構築に係るネットワークサービスの導入 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年5月31日 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 | ¥1,328,985 | コンビニエンスストアの店舗に設置されるマルチメディア端末機への接続環境の構築に当たり、当該マルチメディア端末機への接続に利用されているネットワークサービスの導入が必要であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 浜口 友一 | | | |
| スポーツ振興くじtotoに関するオンライン上の広告宣伝 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年6月1日 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | ¥9,450,000 | 市場価格及び参考見積価格と比較検討した結果、他社に比べて著しく有利な価格をもって契約することができることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | ヤフー株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 井上 雅博 | | | |
| 国立霞ヶ丘競技場施設整備工事(陸上競技場スタンド座席と防水改修工事(B・Cブロック))後工事について | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年6月5日 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 | ¥44,100,000 | 本工事は、陸上競技場スタンド座席と防水改修工事(B・Cブロック)と密接な関連があり、一体の構造物の構築を目的として実施する。また、事業を実施する中で短期間に適切な工事を求められる。同一の施工業者に施工を依頼することにより、工期の短縮及び経費の節減が確保できるため。センター会計規則第18条第4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 大成建設株式会社東京支店 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 常務役員 支店長 市原 博文 | | | |
| 国立霞ヶ丘競技場施設整備工事(陸上競技場スタンド座席と防水改修工事(B・Cブロック))後工事の監理業務委託について | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年6月13日 | 東京都調布市布田五丁目25番1号 | ¥1,417,500 | 本工事は、陸上競技場スタンド座席と防水改修工事(B・Cブロック)と密接な関連があり精密な調整が求められる。また、事業を実施する中で短期間に適切な工事を求められる。同一の設計事務所が監理を委託することにより、円滑な施工監理が実施でき、監理者の人員配置からも経費の節減ができるため。センター会計規則第18条第4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社矢ヶ崎総合計画 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役 矢ヶ崎 彰 | | | |
| 独立行政法人日本スポーツ振興センター規程集データベースシステムのデータ更新及び加除式規程集の追録作成の契約について | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年6月23日 | 東京都中央区銀座七丁目4番2号 | 単価¥2,575等 (税抜) | 既設のシステムは、株式会社ぎょうせい製品のパッケージソフトをベースに基本システムを構築している。データの更新及び規程集の追録は、基本システムのデータを転用しなければ作成が困難であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | 単価契約 ¥4,908,750 (税込) |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ぎょうせい | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 伊藤 陽司 | | | |
| minitotoランダム1000キャンペーンサンプリング | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年6月24日 | 東京都千代田区三番町5番19号 | ¥1,129,678 | 同社の行う別業務と一体的に行うことが必要となるキャンペーンサンプリングであることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | びあ株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 矢内 廣 | | | |
| totoオフィシャルサイト内の楽当コンテンツ開発 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月3日 | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | ¥1,308,510 | オフィシャルサイトの運用におけるクレジットカード会社からのデータ取得等の要件により、運用が可能な者は株式会社ジェイティービーに限定されており、本件コンテンツの制作が既存サイトと運用上不可分、一元管理を必要とすることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ジェイティービー | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 佐々木 隆 | | | |
| スポーツ振興投票の実施に関する情報処理システム(ローソン・センター移転に伴う端末回線の移行支援作業分)開発業務 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月13日 | 東京都江東区豊洲一丁目1番1号 | ¥3,139,500 | 企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 日本ユニシス株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 初井 勝人 | | | |
| 国立霞ヶ丘競技場 陸上競技場走路(1レーン)表面改修工事 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月14日 | 東京都中野区東中野三丁目20番10号 | ¥6,510,000 | 本件は既設走路面と同一の舗装材(IAAF(国際陸連)の公認製品)を用いる必要があり、当該製品による施工を行えるのは契約相手方のみであることから、センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 日本体育施設株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 奥 裕之 | | | |

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びに所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|--|--------------------|------------|---------------------|--------------|--|----|
| toto事業に係るアドバイザー契約 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月14日 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 | ¥49,875,000 | 金融機関との協議という特定の目的に関するアドバイザー業務であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | みずほマネジメントアドバイザー株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役 大畑 康寿 | | | |
| toto携帯サイトの開発(3次開発) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月18日 | 東京都港区西新橋二丁目7番4号 | ¥9,922,500 | 本件の追加開発は、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等の詳細情報が公開されていないコンテンツ変換技術を使用する必要があり、追加開発が可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | イーバンクシステム株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 吉野 眞 | | | |
| totoオフィシャルサイト内のBIGコンテンツ制作 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月19日 | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | ¥2,719,500 | オフィシャルサイトの運用におけるクレジットカード会社からのデータ取得等の要件により、運用が可能な者は株式会社ジェイティービーに限定されており、本件コンテンツの制作が既存サイトと運用上不可分で、一元管理を必要とすることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ジェイティービー | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 佐々木 隆 | | | |
| スポーツ振興投票業務に係る投票券販売システムの改修等(BIG・GOAL2追加分) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月19日 | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | ¥23,042,250 | 当該システムにおいて、改修等を行うことが可能な者は、著作権を有する株式会社ジェイティービー以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ジェイティービー | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 佐々木 隆 | | | |
| スポーツ振興投票業務に係る投票券販売システムの改修等(新Famiポート分) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年7月19日 | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | ¥94,901,100 | 当該システムにおいて、改修等を行うことが可能な者は、著作権を有する株式会社ジェイティービー以外存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社ジェイティービー | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 佐々木 隆 | | | |
| ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設に関する委託業務等の調査 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年8月31日 | 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 | ¥4,567,500 | 本業務を行うに当たっては、高度な専門知識を有し、公共性、公益性が高い施設に必要なノウハウ・知見を有する者に委託が必要である。国、地方公共団体等の建築物等の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発の実績を有し、また、現在の国立スポーツ科学センターの保全に関する調査研究及び技術開発の業務を行った財団法人建築保全センターに本業務を依頼することにより最も良いNTCの保全業務を確立することができ、コストの低減及び効率的運用が可能となり、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 財団法人建築保全センター | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 理事長 清水 令一郎 | | | |
| 国立代々木競技場施設整備工事(第一・第二体育館アスベスト除去工事)の監理業務委託 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年9月1日 | 東京都新宿区大京町24番地 | ¥48,300,000 | 代々木競技場の各体育館は、特殊なつくり屋根構造の建物であるため、工事監理業務にあつたでは、適切な施工を指導・監督し、短期間で完成させて次年度の大会・行事予定に支障を来たさないように工事を実施しなければならないことから、建築時の設計者であり建物を熟知した者以外に履行させることが不利であることから、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「競争に付することが不利と認められる場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 株式会社丹下都市建築設計 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役 丹下憲孝 | | | |
| スポーツ振興投票の実施に係る機器売買契約、プログラム等使用契約及び保守業務契約 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年9月1日 | 東京都江東区豊洲一丁目1番1号 | ¥17,199,780 | 企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 日本ユニシス株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 舛井 勝人 | | | |
| スポーツ振興投票の実施に関する情報処理システム開発業務 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年9月1日 | 東京都江東区豊洲一丁目1番1号 | ¥196,339,500 | 企画提案書を公募の上、同社が選定されたスポーツ振興投票の実施に関する経営管理業務及び情報システム開発運用管理業務の一環となる契約であり、契約の相手方は他に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | 日本ユニシス株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 舛井 勝人 | | | |
| toto携帯サイトの開発(4次開発) | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 平成18年9月18日 | 東京都港区西新橋二丁目7番4号 | ¥14,773,500 | 本件の追加開発は、イーバンクシステム株式会社が著作権を保持し、ソース等の詳細情報が公開されていないコンテンツ変換技術を使用する必要があり、追加開発が可能な者は、イーバンクシステム株式会社以外に存在せず、独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第18条第4項の規定「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 | |
| | 理事長 雨宮 忠 | | イーバンクシステム株式会社 | | | |
| | 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号 | | 代表取締役社長 吉野 眞 | | | |

【備考】

(1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。